○経済産業省告示第二百五十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のように同法第五十一条第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録の区分	審査業務開始日
一般社団法人ＥＲＩ検査機構	東京都千代田区内神田三丁目４番７号	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十五年十二月二十四日

○経済産業省告示第二百五十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
412034	髙橋　修	412035	芦川　昌史
412036	西井　保臣	412037	中野　真志
412038	安間　良浩	412039	島田健一郎
412040	佐野　真一	412041	中尾　直之
412042	前田　治男	412043	池田　清志
412044	村井　龍一	412045	山本　潤平
412046	三宅　信之		

○経済産業省告示第二百五十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
213720	吉村マチ子	401289	榎本　晃

○経済産業省告示第二百五十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十五年十二月二十四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
207337	矢野　方雄	211181	田端　安隆
212573	下里　正人		

○経済産業省告示第二百六十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十五年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
401717	比嘉伸一郎	406231	堀　克也
406236	今井　邦光		

○国土交通省告示第千二百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ショウブケ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字ツエンボフ　四三二五番から三号まで

四三二七番　四号から十一号まで

四三二六番　十二号から十六号まで

四三二二番二　十七号から十九号まで

四三二二番三　二十号及び二十一号

四三二二番一　二十二号から二十五号まで

四三七八番　二十六号から二十八号まで

字藏地屋敷

四三七六番　二十九号

四三七五番　三十号

四三八四番　三十一号から三十三号まで

四三八八番　三十四号から三十七号まで

四三八九番　三十八号及び三十九号

字ショウブケ谷　四三五七番　四十号から四十四号まで及びに四十八号並びに四十九号

四三五六番　四十五号から四十七号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カツカ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市北区山田町上谷上字カジガ谷　一一番　一号から十号まで

二六番　十一号及び十二号

二五番一　十三号から十八号まで及び二十一号

一二番　十九号、二十号及び二十二号から二十六号まで

一三番　二十七号及び二十八号まで

一四番　二十九号から三十五号まで

一五番　三十六号から六十号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

表六甲山腹平野東

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

兵庫県神戸市兵庫区平野町字天王谷東服山　一六四番一　一号から十九号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

多聞寺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字上向山　四四一七番六　一号、二号、三十二号及び三十三号

四四一七番一五　三号及び二十九号から三十一号まで

四四一七番一　四号から二十八号まで

○国土交通省告示第千二百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉立沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山形県西置賜郡小国町大字沼沢字西杉立一二七三番一地内四等三角点西杉立を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一六九度一〇分二六秒　一五一四・七三九メートルの地点　一号

標柱一号から一二度二〇分二七秒　五八七・六一三メートルの地点　二号

標柱二号から三四九度三八分一四秒　二三二・九三四メートルの地点　三号

標柱三号から七度一三分一〇秒　二八五・六五四メートルの地点　四号

標柱四号から二一度三〇分四二秒　一〇八・八八七メートルの地点　五号

標柱五号から三〇三度一四分五二秒　一二五・九五一メートルの地点　六号